

精華町教育委員会議事録

令和4年（第4回）

- 1 開 会 令和4年4月26日(火) 午後2時30分
閉 会 令和4年4月26日(火) 午後4時05分
- 2 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員
- 3 欠席委員 なし
- 4 出席事務局職員
浦本教育部長 杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長 糸山学校教育課担当課長
川畑学校教育課担当課長 田原生涯学習課長
平井学校教育課主幹

5 傍聴者 0名

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第4回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和4年第3回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

- ・全員承認

(3) 臨時教育委員会の議事録について

教育部長から令和4年第1回臨時教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

- ・全員承認

(4) 教育長報告事項

新年度が始まって1か月が経とうとしている。この間、新年度当初の会議等が本町あるいは府教委であった。

1点目として、4月11日に町内の校長会を行い、年度当初として校長先生に幾つか話をさせていただいた。まず、校長先生のリーダーシップについて話し、基本中の基本のことだが、学校の教育目標を明確にすること、その中には学力や人間性、体力、健康の要素があり、それを教育課程に落とし込んで、教科の指導、その他学校の諸活動においてどう実現するのか、この道筋を考えていくこと、旗を掲げて地域にも見えるようにして職員を引っ張っていくこと、この営みが校長先生の最も重要で期待されているリーダーシップ発揮の姿であると、このように伝えた。

また、ICTを活用した教育の推進について話をした。昨年度はできることからできるだけというスタンスで頑張っていたが、もとよりICTを活用する目的は、主体的、対話的で深い学びを進め、これからの時代に求められる力を育むことにあるので、次のステップは、ICTならではの機能を活かして個別最適な学びや協働的な学びにどれだけ活かせるか、そして子どもたちにどのような力をつけるかをポイントとする段階に移行していくべきということを伝えた。ほかに新型コロナウイルスへの対応のほか、教職員の働き方改革、学校運営協議会、幼保小あるいは小中の連携の推進についても話をさせていただいた。

次に2点目として、4月14日に移動図書館車のお披露目を行った。庁舎南側玄関に新しい車両を置いて、町長の代理として副町長、議長の代理として副議長、そして、ほうその保育所の園児にも来てもらい、式典とお披露目を行った。この様子は京都新聞の記事として取り上げられたほか、NHKのテレビでも放映された。

次に3点目として、4月21日に学校運営協議会委員の任命式を行った。これで今年から全校に学校運営協議会を置くことになった。画期的な前進であると思うが、看板倒れにならずしっかりとした議論を積み上げるものとなっていくよう見守っていきたいと思う。

最後に4点目として、4月15日に府の市町村教育長会議が開催された。その概要を、少し項目が多くて恐縮だが、重要な内容を含んでいるので委員

の皆さんに伝達させていただく。

府の橋本教育長からは6点あった。

まず1点目はICTの活用について。昨年度はまず使ってみることが第1段階で、今後は教師の指導力を向上させて教育効果を高めることが目標になり、府教委としては、総合教育センターにデジタル学習支援センターというものを受け、そこで学習支援と人材育成を図るとのことだった。このことは先日の本町の校長会でも同じ趣旨のことを既に伝えている。

次に2点目として、探究的な学び、課題解決型の学びを重視したいということで、文科省が学習指導要領の標準授業時数を緩め、10%を他の教科に積む措置を今年から可とした授業時数特例校制度というものがあるが、この制度の導入を考えてみてはどうかという話があった。本町では今後に向けて研究の余地があると考えている。

次に3点目として、一人一人に寄り添う教育が重要で、虐待や不登校の背景にコロナ禍での家庭内でのトラブルや児童生徒の心の問題があると考えられるということで、本年度、国の生徒指導提要が改訂されるので、これを注視してほしいとのことだった。

次に4点目として、特別支援教育の対象児童数が増えていることについて。これは保護者の理解が進んでいることも要因である。ポイントは、就学先の決定に当たって、子どもの将来にとって最適な選択となるよう努めるということであり、それに伴って国の方は特別支援教育の指導力を高めようと、新規採用10年目までに複数年、特別支援教育を必ず担当させるというシステムを導入することを言っているが、趣旨は分かるものの実際には難しいと思っているとのことだった。これについては国、府の今後の指導に注目していきたいと思っている。

次に5点目として、教員の体制について。京都式少人数教育は継続することと、免許更新制が廃止となるが、新たに研修した経過を記録していく体制が築かれるので、そのガイドラインが夏に出るという話があった。

最後に6点目として、働き方改革に関して、データを見ると府立学校では一定の改善が見られたが、中学校は大きな動きが見られず、部活の在り方が大きな課題だという見解を述べられていた。

木上教育次長からは1点、先ほどのデジタル学習支援センターでは初級者向けの研修を実施しており、また、府教委では従来から上級者向けのエバン

ジェリスト研修というものを実施しているが、それは継続していくとのことだった。エバンジェリストというのは、高度に複雑な内容を分かりやすく説明することができる人という意味とのこと。

山本教育監からは2点あった。

まず1点目は、不登校に関して、教員の日常の言動が威圧的になっていないか注意してほしいとの話があった。国の問題行動、不登校の調査では、原因の中に教員の言動が一定程度影響していることが報告されているということで、この話を聞いた数日後、他府県で担任らの叱責が原因で中学生が自殺して担任が処分されたというような報道があり、注意が必要と感じている。

次に2点目としては、いじめの事象に関して法の趣旨の徹底について。法の趣旨の徹底とは、組織的対応をきっちりとするということと、あらゆる教育活動の中でいじめを生まない学校をつくる、これを校長のマネジメントとして徹底するようとのことだった。

(5) 議決事項

議案第16号 精華町教育委員会基本規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

今回、令和4年4月1日付の人事異動により、教育委員会事務局に課長級職員として新たに担当課長が配属されることとなり、これに伴う所要の改正並びに町長部局における組織規則との整合を図るもの。

今回の改正で、担当課長、担当課長補佐、主幹、担当係長の職について新たに規定する。なお、これらの職の規定については、町長部局の組織における職との整合を図ったものとなっている。

附則として、この規則は公布の日から施行する。

松下委員 規則の中に参事の職についての規定があるが、現在の精華町教育委員会に参事の職は置かれているのか。置かれているとすると、どういう形なのかを説明してほしい。

教育部長 現在、教育委員会事務局には町長部局の参事と同等の役職として総括指導主事を置いている。総括指導主事は現職の教員の割愛人事で、教職身分の方を招聘したときに、教職

の資格等に鑑み参事級の総括指導主事になる。本規則の第20条第3項の参事、これはいわゆる事務職で、現在は置いていないが、仮に、人事異動で事務職員の参事級が配置されたときには参事になるということで、部長と課長の間には参事が置かれる可能性はあるが、現時点で事務局に参事の職にある職員はいない。

松下委員 追加で2点聞きたい。まず1点目、私たちは総括指導主事が教育支援室長を兼ねていることを知っているが、本規則の中ではそれが分かる箇所が見当たらない。規則のどの部分から読み取るのだろうか。2点目として、総括指導主事が参事級ということが分かったが、精華町組織規則にある次長級ではなく参事級という理解でよいか。教育次長という言葉があり、過去、それを部長に変えていった経過もあるが。

教育部長 まず1点目の総括指導主事が教育支援室長を兼ねていることが読み取れないことへの質問だが、それは本規則の条文の中で書かれてるということではなくて、人事異動の辞令の中で総括指導主事が教育支援室長の事務を取り扱うという辞令が教育長から出ており、それに基づいて総括指導主事が教育支援室長を兼ねているということになる。よって、必ず総括指導主事が教育支援室長を兼ねるというものではなく、別の役職とご理解いただいたら良いと思う。

2点目の総括指導主事は次長級ではないのかということだが、精華町組織規則にある次長という職は、いわゆる部長級の部長等に当たり、以前、教育委員会に置かれていた教育次長の職は教育部長、いわゆる部長級ということで、現在、教育部長という形で名称は改正されているが、そういう意味では、部長級でいうところの部長と次長、参事級でいうところの総括指導主事、事務職である参事、そういう区分けになっている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第17号 精華町教育委員会職員の職の設置に関する規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

今回の改正内容は、議案第16号と同様に、担当課長の配属に伴い事務局職員の職を整理するため、第2条の全文を改めるもの。

本議案では、第2条第1項において、参事級の総括指導主事と課長級の課長を職位に応じた入替えを行うほか、既に廃止された職である主事補、技師補を削除するとともに、第2項において担当課長などの職について規定するなど、現行の事務局に配置することが考えられる職について改めて整理を図るものとなっている。

附則として、この規則は公布の日から施行する。

松下委員 先ほどの続きになるが、改正前は部長、課長、総括指導主事という順番だが、今回、課長と総括指導主事が入れ替わることによって総括指導主事が課長級から参事級に上がったと理解してよいのか。

教育部長 本規則は昭和59年に制定され、制定当時の総括指導主事とはご質問のとおり課長級であると規定されていたが、この間、教育行政について様々な課題解決や、いわゆる指導主事、人事主事などの体制をしっかりと整えていく中で、それらを統括する役職として、その職責が高度になったため、職位を上げて参事級とするという形で、現在は参事級という形になっているが、この規則の整理が追いついてないということで、今回整理をさせていただきたい。以前は指導主事の先生がいなかったり、1人という時期があった。徐々に増えて今は4人の体制となり、現在の教育支援室の形として整理された。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第18号 精華町文化財保護審議会委員の委嘱について

教育部長【提案説明】

文化財保護審議会委員として上杉和央さん、吉田一雄さん、田中淳一郎さんの3名を再任、今田賢司さん、澤田守生さんの2名を新任することを提案させていただきます。

皆さん、文化財に対し学識経験を有する方をはじめ、文化財の保護と活用に携わっておられる方々である。

委員の任期は令和4年4月26日から令和6年3月31日までとなる。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第19号 精華町社会教育委員の委嘱について

教育部長【提案説明】

精華町社会教育委員の改選に当たり、定数12名中5名の欠員が生じていたが、今回、新たに就任いただく5名の方について同意をお願いするものである。現在、精華町社会教育委員に関する条例第2条第2項第1号に定める学校教育及び社会教育関係者、いわゆる1号委員として山田昇さん、吉田一雄さん、丸山琴羽さんの3名、そして第3号に定める学識経験のある者、いわゆる3号委員として、尾崎万佐子さん、米澤正展さんの2名である。

なお、社会教育委員の選任に関する町の指針で、委嘱時点において満年齢が75歳未満であることという一定の基準を設けているが、再任の委員も含めた12名の年齢構成は、70代が5名、60代が4名、50代が2名、20代が1名となっている。

委員の任期は令和4年4月26日から令和6年3月31日までとなっている。

松下委員 75歳未満という基準のことだが、今回5名の方が新任となるが、任期中に75歳を迎える方については、任期末までは務めていただくという理解でよいか。

教育部長 任期中については75歳になられてもそのまま任期は全うしていただくということで、再任されるときにその年齢基準を適用するということになる。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(6) 事務局からの諸報告

教育部長 1 杉浦町長からの令和4年度の各部等への指示事項について

毎年4月1日に町長から各部の部長に対して、当該年度に各部において重点的に取り組むべき施策について指示事項として指示がある。教育委員会所管分については、大きく5点についての指示があった。

特に1点目の防災食育センターの建設は、杉浦町長の一丁目一番地の公約であり、4月の人事異動においても施設の建設関係とセンターの運営準備のため学校教育課に2人の担当課長の配置があり、体制強化をしていただいた。施設関係では既に建築工事が始まっており、委員の皆様にもしかるべきタイミングで工事現場や竣工後、給食開始前に現地施設の視察をしていただきたいと考えている。

また、管理運営関係については、配送車両や初度備品の調達、調理等の業務委託業者の選定、センター運営体制の検討のほか、危機管理部門が中心となつての検討となるが、災害時の運営体制の検討にも協力するなど、まだまだスタートラインに立ったばかりではあるが、これから精力的に事務を進めていきたい。

もう一つのICTを活用した教育の推進については、ICT・プログラミング教育推進委員会を中心的な協議、検討の場として、全ての教員によるICTを効果的に活用した授業を定着させるための情報や実践の交流、研修を実施している。現在、3月に実施した教職員アンケート調査の集計、分析を実施しており、5月の教育委員会では、ICT

Tを活用した教育についての令和3年度の総括、そして今年度の取組などについて報告させていただく予定をしている。

次に、2点目の生涯学習の関係では、今年度の大きな課題である町体育施設の指定管理者の再指定の事務があり、こちらは現行指定管理者の評価、次期指定管理者の選考を行うための選考委員会の設置など、粛々と事務を進めつつ、教育委員会や議会には適切な時期に必要な報告をさせていただきたいと考えている。

また、現在、防災食育センターの建設に取り組んでいるが、防衛省からの補助金を受けて、町長公約の一丁目二番地である防災保健センターの実施設計を今年度実施する予定とされており、令和6年度からその防災保健センターの建設工事に着工する計画となっている。また、その次には一丁目三番地として、これは教育部、教育委員会所管であるが、打越台環境センターの跡地を活用した防災受援施設の建設を計画している。防災受援施設は、災害発生時には自衛隊、警察、消防などの災害支援チームの派遣要員を受け入れるほか、支援物資の集積拠点として機能する施設を想定しており、これは、平時には打越台の体育施設と併せて歴史資料の展示など生涯学習機能を併せ持つ施設ということで、打越台の環境センター跡地、そしてグラウンドの土地を活用して施設を整備するという計画をしている。事業スケジュールとしては、来年度、令和5年度に基本計画や基本設計を策定する予定であり、そのための準備や調整について今年度から事務を始めるということで、令和6年度には実施設計、令和8年度からは建物の建設、そしてグラウンドの再整備、照明施設の設置などの工事に着手する計画である。まだ少し先ではあるが、今年度から順次防災受援施設の計画もスタートしていくということで、教育委員会としては防災食育センターと防災受援施設を並行して総力を挙げて取り組んでいくという内容となっている。

教育部長 2 教職員の働き方改革に向けた取組について

本町教育委員会では、令和2年6月に精華町立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針を制定し、段階的目標を設定する中で教職員の働き方改革に取り組んできた。令和2年9月からは、教職員の様々な負担を軽減し、児童生徒に向き合う時間をしっかり確保していくという観点から、平日の午後7時から翌日の午前8時までと学校休業日など、勤務時間外の電話対応を音声ガイダンスによる案内とする形で実施してきた。しかしながら、近隣市町村ではもう少し早い時間帯で音声ガイダンスに切替える取組が進んでいるということもあるので、本町においても段階的に切替え時間の繰上げを実施したいと考えており、連休明けの5月9日から30分切り上げて、平日の午後6時30分から翌日の午前8時までの間、音声ガイダンスによる案内という形に変更させていただく。今後も引き続き教職員の働き方改革につながる取組を進めていきたいと考えており、現在、令和3年度の教職員の時間外勤務の実績を整理しているが、データの整理、分析が完了すれば、次回の教育委員会で教職員の時間外勤務の実績について報告をさせていただく予定をしている。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

3月の問題事象はなし。

(2) 中学校

3月の問題事象は2件。1件目は暴力事象で、公園で遊んでいた中学生と小学生のトラブルだった。保護者に連絡し、本人にも指導済みである。2件目は飲酒で、保護者、本人の両方に指導済みである。

総括指導主事 2 問題事象の月別発生件数について

小学校は、令和3年度は年間を通して大きな事象はなく、累計でゼロとなった。

中学校は、月別に違いはあるが、累計すると昨年度と同じ12件となっているものの、令和2年度は4月、5月が全校臨時休業だったので、全体で見ると増えているということになるかもしれない。

長期欠席については、小学校は9件、中学校は33件で先月と比較して若干減っており、全欠の生徒もわずかに減っている。

前年度比較では、小学校は令和2年度の同じ月と比べて3月は2名減。中学校は3名増となっている。

本人や保護者と連絡を取って状況把握はできており、引き続き家庭と連携をとりながら取り組んでいきたい。

総括指導主事 3 重災害事故報告について

3月の重災害事故報告はなし。

総括指導主事 4 令和3年度の問題事象について

令和2年度、令和3年度は、令和元年度と比べると少ない状態は続いている。

不登校について、小学校では、令和3年度で累計12人、そのうち継続して不登校状態にあった児童は4人、新たに不登校状態に陥った児童は8人となっている。中学校では、令和2年度が30人、令和3年度が42人ということで1.5倍ほどになっている。そのうち継続して不登校状態にあった生徒が21人で、新たに不登校状態になってしまった生徒も21人いた。不登校の出現率も、特に中学校で大きく上昇している。府、全国の出現率がまだ出ていないので比較はできないが、毎年微増という状況だったのが一気に上昇したことは深刻に受け止めなければならないと思っている。不登校の原因も多岐にわたることから、学校の対応は増加、そして長期化、複雑化の状況が進んでいることが考えられ、令和4年

度においても不登校児童生徒への対応は重く大きな課題になるのではないかと考えている。

総括指導主事 5 令和2年度・3年度いじめ調査集計について

いじめについては、A、B、C、Dの4段階があり、Aは要指導件数で、行為がまだ続いている状態、Bは要支援件数で、行為はやんでいるが嫌な思いをしている状態、Cは見守り件数で、嫌な思いはないが、行為をやんでいる期間が3か月に達していない状態、Dは解消件数で、3か月以上のいじめ行為がなく、被害生徒も嫌な思いをしていないという状態である。

小学校の認知件数は609件で、解消率が96%となっている。令和2年度が93%だったので、解消率が上昇していることになっている。中学校の認知件数は39件で、解消率は90%。令和2年度が81%だったので、中学校も解消率が上昇していることになっている。細かく見ていくと、各学年、小学校はどの学年も令和2年度よりも令和3年度の方が解消率が上昇し、結果として、令和3年度は全体としても解消率が上昇していることになっている。中学校においては、3年生について63%ということだが、もともと認知件数が8件、そのうちの解消件数が5件ということで、見かけの解消率が低くなっているが、この見守り件数についてはまだ3か月経過していないということもあるので、実際よりも数字が低く出たものと捉えている。

いじめ調査においては報告しやすい環境を第一に考えており、ささいな案件についても自由に出すよう指導しているため、認知件数が多くなっている。事案の解消に向けてはこれまでどおり、担任はもちろん、学年、学校として取り組んでいる。

総括指導主事 6 中学校卒業生進路状況について

卒業生数は356名、全日制への進学が325名、定時制

への進学が2名、通信制への進学が9名、高等専門学校への進学が11名となっている。全日制のうち公立が200名、私立が125名となっている。府の事業であるあんしん修学制度を利用している家庭が多いようである。また、公立の前期選抜で不合格の場合、中期選抜を受けずに私立に流れるケースも多い傾向が見られた。

総括指導主事 7 令和3年度教育支援室相談件数等のまとめについて

合計359件の相談があり、月平均にすると30件で、これは令和2年度と同じ件数である。内訳では学校からの相談が最も多かった。内容としては、支援を要する子どもに関する対応、不登校児童生徒の対応、コロナ対応などの相談があり、特に学校からは、保護者対応に関する相談などがあった。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1点目は、先ほど教育長からも報告があったように、新移動図書館車の地域巡回運行が始まった。4月14日にお披露目会を行い、翌15日から地域に巡回をしている。町内24か所を巡回し、図書1,000冊を積んでいる。車両の後ろについている電動リフトにより、車椅子やベビーカーの利用や、足の不自由な方等に利用、活用していただけるのではないかと考えている。

2点目は、子ども祭りがせいか祭り2022と同日開催ということで、11月20日に開催されることが3月の実行委員会で決定した。場所については、けいはんな記念公園とけいはんなプラザとなる予定である。

3点目は成人式だが、民法の改正によって成人年齢が18歳に引き下げられたので、来年行う成人式については、正式に名称を決定した訳ではないが、二十歳のつどいという形で開催することを検討している。日時については来年1月9日ということで、けいはんなプラザの京都府立けい

はんなホールで開催する予定としている。

松 下 委 員 3 点質問させていただく。

まず 1 点目、杉浦町長からの指示事項に関わって、東大阪で給食の配送業者が決まらず、配送ができなくて給食が実施できないというニュースが大きく報道されたが、そういう事象はあまり聞いたことがなかったので驚いた。本町が行う中学校給食では、調理等業務の委託業者が配送業務も併せて行うということで私は理解していたが、大阪府の場合はまた違う形での計画だったのであるか。

次に 2 点目、働き方改革による電話対応の切替えの件だが、時間を早めるのは働き方改革という意味ではすごく良いことだと思うが、中学校の夏の部活動はたしか午後 6 時が最終下校になっている所が多いのではないかと思われ、そうすると、その生徒たちが全員午後 6 時半までに帰宅できるかどうかという点で、学校の管理下の範囲の判断は、子どもが登校、つまり家を出てから家に帰るまでが学校の管理下と法的にも決められているため、この午後 6 時で最終下校し、30分で全員が帰れる範囲なのかということが少し気になった。また、もしも何か緊急の事案があったときに、時間外や土日、祝日は役場に連絡が入るわけだが、この連絡を受けた職員が、教育委員会の誰に連絡をし、どのように、校長先生まで連絡が回っていくのかを聞きたい。

次に 3 点目、いじめ調査集計の関係で、毎年気になっているのが、区分 A の要指導件数である。3 月の時点で小学校で 1 年生と 3 年生の 5 名が要指導で継続していて、低学年と中学年であるため、どの程度の内容かにもよるとは思うが、4 月に入って今日の時点で、その 5 人の子どもたちはどんな状況なのか。改善していたら良いのだが、状況によってはそれなりの指導もしていただかなければならないので、その辺りも教えてほしい。

学校教育課長 1 点目の給食の配送の関係で、最近話題になった東大阪市

で配送ができない事態に陥ったという報道もあったが、調理業務、配送業務、一連の業務の内容について、東大阪市のような規模の大きな自治体では業務ごとに委託先を分けるということもできると思うが、本町の場合は3校分、1,000食から1,100食程度の量となるので、配送業務もまとめて一つの業者に委託をしていきたいと考えている。

川村教育長 東大阪市は車を業者が用意できなかったと報道されているが、業者所有の車で配送ということになるのか。

教育部長 業務の委託の方法にもよるが、受託業者が車を用意して配送するという形で委託している契約形態のところもあるが、冒頭に申し上げたとおり、本町の場合は防災食育センターとして、災害発生時には炊き出しセンターとして、炊き出した食材を避難所に輸送、配送するという業務が必要になり、車を業者所有にしてしまうと万が一のときに配送ができなくなるので、車は本町が購入し、その車を使って配送業務を委託する形となる。そのため今回東大阪市で起こっているようなことが本町で起こるかということ、車がないので配送ができないということは起こらないと考えている。

松下委員 近隣でも車は自治体所有のところが多いのか。

学校教育課長 自治体の考え方によるが、車両の調達も含めて業者に依頼している場合がどちらかといえば多いのではないかと思う。

また、災害発生時の防災面での運用になってくると、町が委託業者に任せる部分というのは基本的になく、町が直接運営をするという形になるので、防災食育センターで配給する炊き出しの調理、配送も含めて、町の職員などで対応していくという考え方になる。

教育部長 2点目の働き方改革の関係で、時間が繰り上がって部活の時間との兼ね合いのご質問だが、まず、学校の管理下、もちろん子どもが下校して家に帰るまでという部分、これは電話の対応を音声ガイダンスに切り替えても、午後6時半で実態として教員が全員退庁して学校が空っぽになっているかということ、そういう状況ではなくて、近隣の市町では、

午後5時半の時点で電話が音声ガイダンスに切り替わっているようなところもあり、いわゆる外線の電話対応のみを音声ガイダンスに切り替えるという考え方である。

また、休日や音声ガイダンスに切り替わった後の緊急の連絡の対応については、保護者から役場に連絡をいただき、役場は夜間であれば宿直、土日、祝日の昼間であれば日直に電話がつながるので、そこから教育委員会の幹部職員の順番が決まっており、管理職は全員、校長先生の緊急連絡先を承知しているので、管理職が該当の校長先生に連絡を取るという対応をしている。

井上委員 音声ガイダンスについて、私も一番最初、学校のホームページで内容を見たときに、午後7時という時間があまりにも遅いので驚いた。今そういうふうに体制を組んでもらうことは非常にありがたく思うし、良い取組であると理解はするのだが、部活というのは教育課程外のものなので、将来的には勤務時間までで電話対応は終了するという形になってほしいと思う。

高岡委員 音声ガイダンスの時間というのは、小学校も中学校と同じにしなければならないのか。小学校と中学校で帰宅時間が違うので、それぞれで時間設定ということは考えられないか。

教育部長 現状では、音声ガイダンスに切り替わる時間は、近隣も含めて皆同じ時間でそろえている。下校時間から設定しているということではなくて、井上委員がおっしゃった勤務時間の考え方によるものとなる。現在の本町の午後7時というのは近隣の中でも遅い部類なので、これを段階的に繰上げていこうという形で、最終的には勤務時間に合わせる形に持っていきたいという考え方である。

高岡委員 中学校は部活動などで帰宅時間がずれたりもするので、そういった検討があれば良いかと思ったが、説明の内容で承知した。保護者としては役場に連絡するよりも学校に連絡する方がやはり安心感はあるが。

総括指導主事 松下委員の3点目のご質問、いじめの5名の要支援、見守りのAの児童についてだが、ささいなこととは聞いているが、現在の状況を確認できていないので、次回、確認して報告させていただきます。

井上委員 総括指導主事から報告のあった公園で発生した暴力事象のことについて、状況が詳しく分からないが、学校外で起こっているこういった生徒指導上の問題について、もちろん私たちが現職だったときもずっと対応してきたが、学校が入ってトラブルを解決するのは手っ取り早いものの、やはり家庭の教育、家庭の問題としてそういう事象は起こっており、何もかも学校が抱えるということは、先ほどの働き方改革ではないが、本当に教師が手いっぱい状況になっていくわけで、よほど緊急な場合はしようがないと思うが、超勤理由の上位4項目に生徒指導が入っている状況下で、そういった対応を続けることはどうなのかと思う。

例えば以前、町内の商業施設の近くで中学校の先生をよく見かけたのだが、商業施設から、中学生がたむろしてるので対応してくれと中学校に電話が入るので、たくさんの先生が来ているとのことだった。もし何か素行で問題があるのであれば、そういった関係機関に電話した方が良い場合もあるのではないかと。何もかも学校の先生に頼るといふようなことは改めて、やはり今後はできるだけ家庭の教育力を高めるといふことも含めて、家庭に役割を返していくことが大事ではないかと、特に思う。

松下委員 このような暴力事象など、生徒指導の報告をどの範囲まで学校から上げるのかについて、昔と今で変わっているかも知れないが、文科省や府教委が作成したガイドラインなどがあるのではないかと。

総括指導主事 生徒指導担当に下ろしている書類があるので、それを確認しないと今この場では答えられないが、今回の件は、一旦トラブルに遭った小学生の家庭は警察などにも連絡をされて、その後、学校に報告が入り学校も関わったという事象である。

松 下 委 員 生徒指導報告のガイドラインなどについては、もう少し調べてもらい、また教えてもらえるか。

総括指導主事 承知した。

川 村 教 育 長 文科省のこの問題行動の調査の様式に学校管理下以外という欄があること自体が、これまでの考え方を示しているのだと思う。

井 上 委 員 登下校について法的に学校管理下とするのは、怪我をしたときを想定したものという理解で良いか。

川 村 教 育 長 その理解で良く、例えば災害補償などを適用するときの解釈として、登下校を学校管理下とするという意味だと思う。

井 上 委 員 では、登下校については当然保護者の責任でもあるわけであり、学校が全部ということではない。

松 下 委 員 学校管理下とそれ以外の区分は色々な意味から決められているはずなので、事前に確認しておくべき。

新 司 委 員 教育支援室の相談件数の年間まとめを出していただいたが、年間で359件という数は、昨年と比べてどうか。

総括指導主事 特別多いということではなく、ほぼ横ばいである。

新 司 委 員 主な相談内容の中にある、学校の対応についての保護者の相談というのは、どんな内容か。

総括指導主事 保護者の相談には濃淡があり、すぐに応えて解決するようなものもあれば、かなり重い内容、家庭の事情だったり子どもの発達に関わるものであったりもするので、詳細をお伝えすることは難しいが、年齢的には幅広く1年生から6年生まで満遍なく相談が寄せられる感じである。

新 司 委 員 保護者は思い余っていろいろ相談されると思うのだが、解決に向かっているのだろうか。

総括指導主事 令和3年度に受けた相談については、ほぼ解決を見て、学校も保護者も納得した形で終わっている。

新 司 委 員 学校からの相談だけでなく、保護者からの相談、一般住民からの相談についても解決の方向に向かっているという理解で良いか。

総括指導主事 はい。

高岡委員 いじめ調査集計のいじめの態様という欄に、冷やかしや悪口などいろいろな種類が書かれているが、小学校の分でその他の項目に件数が結構上がっているが、その他とはどういった内容が増えてきているのだろうか。

総括指導主事 細かく聞いていないため、どういうものがあるか追跡し、報告させていただく。

(7) 後援関係

3月から4月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数3件、学校教育課関係はなし、生涯学習課関係が3件で、生涯学習関係の内訳は、社会教育係が2件、社会体育係が1件である。

(8) 5月の行事予定

主なものとして、精華南中学校、川西小学校、精華台小学校、山田荘小学校、精北小学校の計5校で宿泊を伴う修学旅行を予定。また、山田荘小学校、東光小学校の2校で宿泊を伴う林間学習を予定。

松下委員 修学旅行は、これまでコロナの影響で中止や凍結など様々な対応がなされてきたと思うが、今回この5月に行かれる小・中学校の行き先を教えてほしい。

総括指導主事 精華南中学校は長崎方面で、かつては沖縄を計画していたが、令和3年度に沖縄の計画から長崎に変更して、結局、泊を伴う修学旅行は実施できなかったという状況だった。今年度は長崎方面ということで計画をしている。

なお、他2中学校については、精華中学校は5月に予定していたが延期となり、方面と日程も検討中とのことで、精華西中学校は6月上旬に長崎方面で計画している。

また、小学校はすべて伊勢方面を計画している。

(9) 閉会

教育長が第4回教育委員会の閉会を宣言。